

## デジタル分野に関する意見

2020年6月29日  
一般社団法人新経済連盟 事務局 片岡康子

## 1. オンラインプラットフォームについて

- ECプラットフォームが日本に登場して20年強、EC全体の発展や、プラットフォーム間の競争、プラットフォームによる自主的取組の強化等に伴い、利便性・安全性・出店事業者の質等が向上し、消費者の期待値も日に日に高くなっている
- ECプラットフォームは、出店事業者の質の確保や利用者の安全、そしてプラットフォーム自身の利益のため、そのビジネスモデルに応じ、様々な方法で出店事業者の確認・審査やモニタリング等を実施している
- ECプラットフォームは、これまでも薬機法、景表法、健康増進法、その他、行政機関による販売事業者（出店事業者）に対する法執行や啓発等に協力してきており、通常は、プラットフォームだからこそ効果的・効率的な対応が可能な場面も多い  
また、プラットフォームだからこそ連絡が取れる、プラットフォームだからこと被害の未然防止や拡大防止、被害回復が図れるということも多い（例：決済部分のサービス提供でお金の流れや出口がわかる、過去の連絡状況やお客様からの問い合わせ状況、システムへのアクセス状況がわかる、補償サービスの提供、等）
- 今回、特商法によるECプラットフォーム内出店事業者に対する初の行政処分事案が発生したが、これは異常事態であり、放置していい問題ではない  
一方で、異常事態の発生を抑えるために法規制が必要だとは思わない  
他のECプラットフォームで同様に起こっている問題ではなく、放置していいと思っているプラットフォームがいるわけでもない
- 異常事態がなぜ発生したのか、今後発生しないようにどうすればいいのか、各々のプラットフォームがきちんと考えるべきであるし、プラットフォーム同士や官民が情報交換し、協力していく必要がある
- また、努力し自主的取組で効果を上げているプラットフォームと、そうでないプラットフォームがいるならば、自主的取組を促して、前者が得をするような世の中にすることが重要
- プラットフォーム同士や官民で情報交換をし、法執行のしやすさや悪質事業者の排除、健全な取引環境の整備を目指して、官民一丸となって協力する体制を作りたい  
各プラットフォームの自主的取組の積極的な情報提供と、それらを比較したうえで利用してもらう仕組みも作りたい  
事業者としても積極的に取り組んでいきたいと思う

## 2. お試し・定期購入について

- 消費者へのリーチの仕方から画面遷移、購入画面、その後の対応まで、悪質事業者とそうでない事業者とのやり方のどこに違いがあるのか、既存のルールの中でどこが限界になっているのか分析が必要